

図2. 3は製造業（化学工業）における、事業者個別の安全衛生管理体制と、事業者横断の混在作業間の連絡調整等を統括管理する体制を示している。

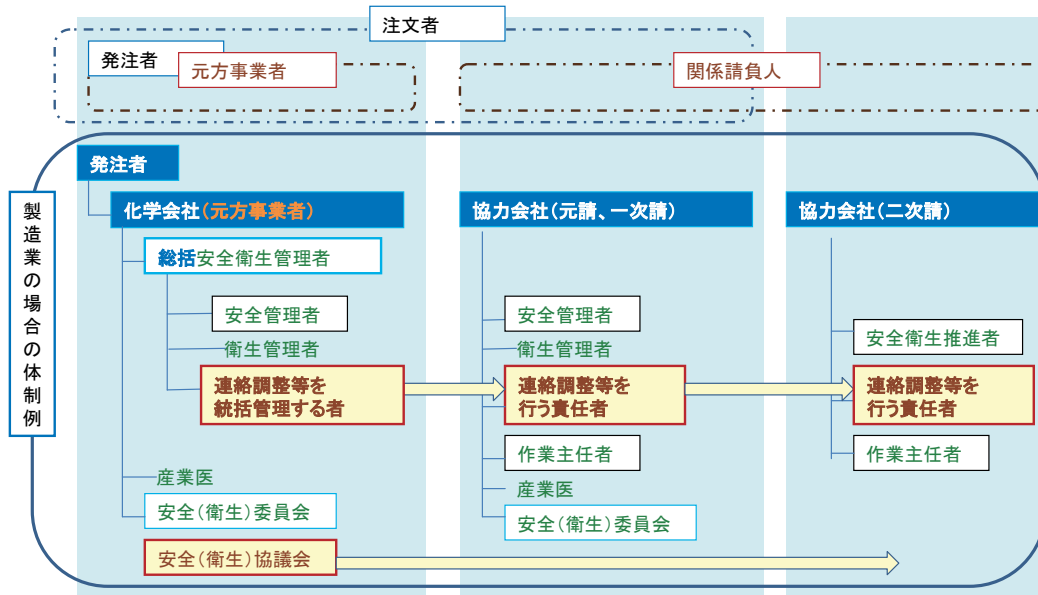


図2. 3 事業者個別と事業者横断の安全衛生管理体制の例

(2) SDM の安全衛生管理体制

SDMの安全衛生管理体制は、化学会社は自らその仕事を行わない場合、独立した建設工事として、従来から建設業の規制（安衛法第30条）に沿った特定元方事業者（元請ゼネコン等）による統括管理体制が敷かれている。

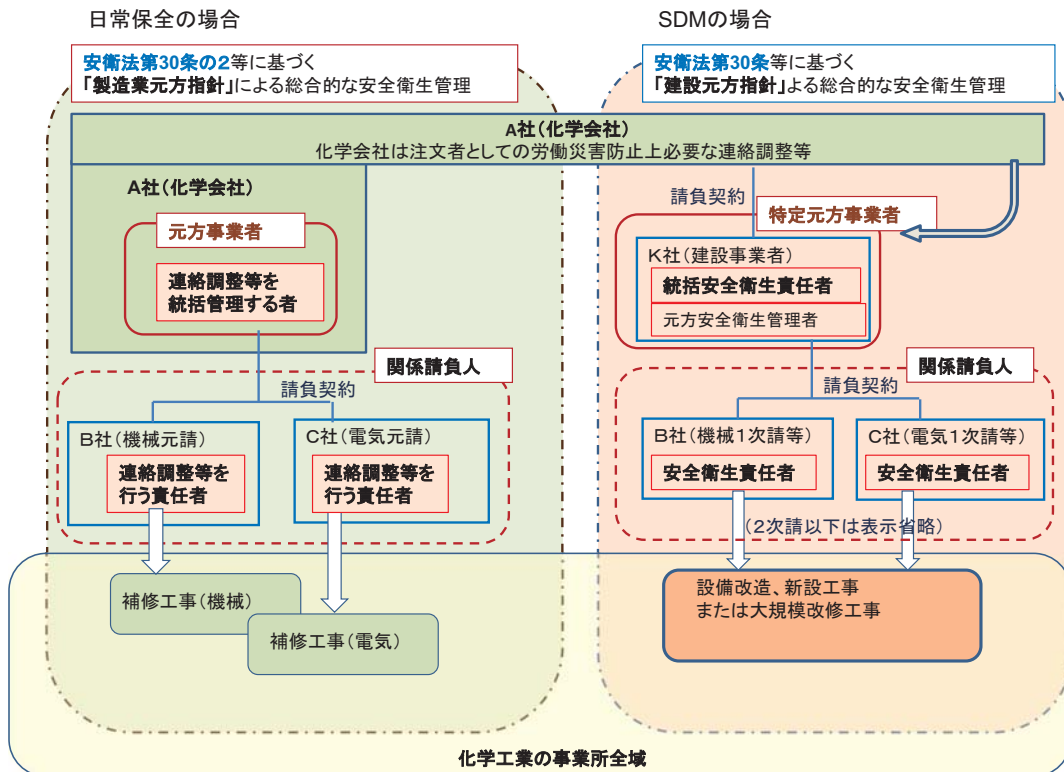


図2. 4 日常保全と定期修理（SDM）での混在作業間の連絡調整等の体制の違い

2. 2 作業内容ごとの安全衛生管理体制

2. 2. 1 日常保全の管理体制

ここでは、日常保全における化学会社（発注者及び元方事業者）および協力会社（関係請負人）の管理体制について記述する。なお、安全協議会等の運営についてもここで触れる。

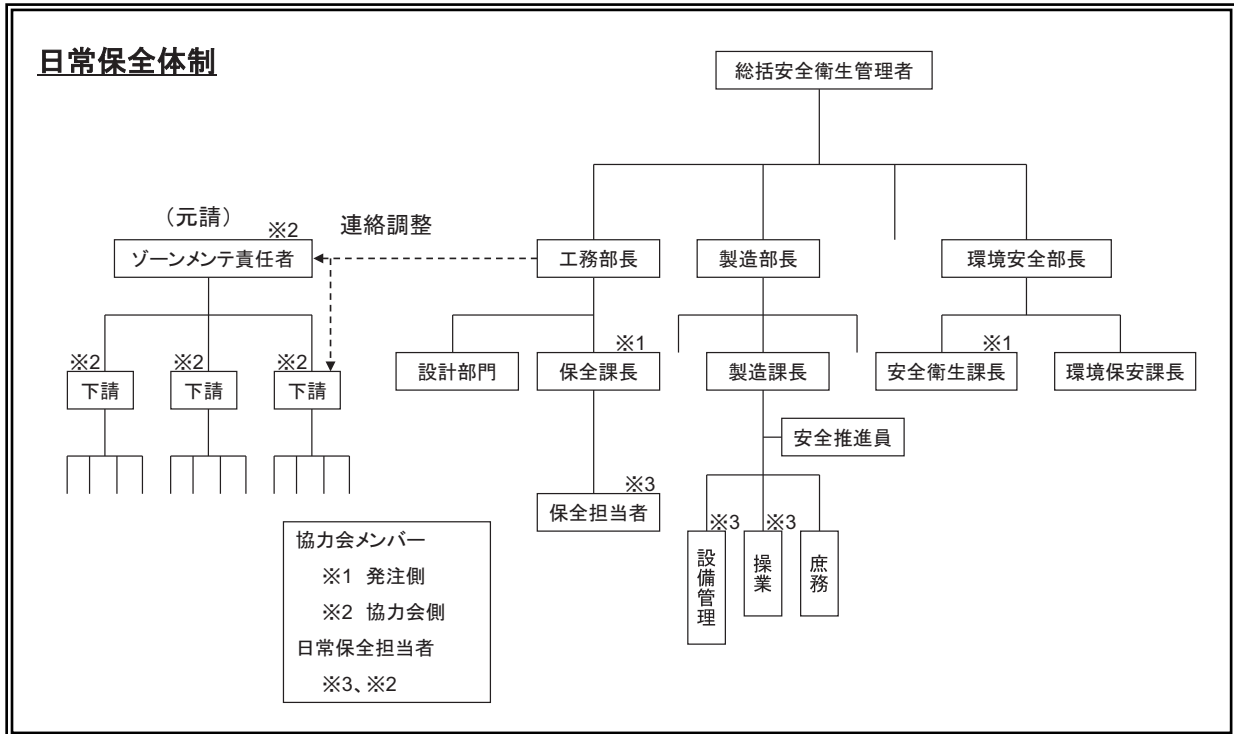


図2. 5 日常保全における安全衛生管理体制の例

図2. 5は化学会社が発注者および元方事業者でありかつ、構内のゾーン別に日常保全作業を請け負わせた協力会社とともに作業を行う場合のものである。

化学会社は混在作業間の「連絡調整を統括管理する者」を選任し、作業間の連絡調整等を統括管理する必要がある。

<ポイント>

- ◎ 化学会社（製造部門、設備保全部門）、協力会社を含めた安全管理体制を整備し、その役割を明確にし、化学会社からの危険・有害性等の情報が周知徹底される体制とする。
- ◎ 元方事業者となる化学会社を中心となって、それより後次の関係請負人（協力会社）を含めた作業間の連絡調整体制を取る。